

平成 24 年度統計法施行状況報告の事項別進捗状況

(統計基準の設定部分)

第2 公的統計の整備の関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項

(7) 統計基準の設定

【本文】	
ア 現状・課題等	イ 取組の方向性
統計基準については、統計法において、「公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準」と定義されている。この統計基準を用いることで統計間の統一性、総合性が確保され、国内的及び国際的な統計の比較可能性が向上するという直接的な効果のほか、個々の統計における恣意性を排除し、客観性を確保するなどの効果も期待されている。	こうした比較可能性の向上及び客観性の確保の観点から、日本標準産業分類、疾病、傷害及び死因の統計分類など引き続き必要とされる現行の基準について、統計法に規定する統計基準として設定するとともに、新たに統計基準として採用する候補については、基準として設定することの適否やその内容の検討を行う。なお、日本標準産業分類など統計基準の設定や改定に当たっては、国際比較可能性の向上の観点から、各種国際基準との整合性に留意する。 また、統計基準を設定する際は、個々の基準のこれまでの運用実績等を踏まえ、その統計基準を定める公示において、各府省等が基準の適用に当たって留意すべき事項について「運用水準」として設定する。さらに、公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。

【別表】(平成24年度 統計法施行状況報告)

No	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	昨年度の統計委員会の評価	平成24年度中の検討状況又は進捗状況	実施済・実施予定等の別	平成25年度中の見込み、課題等	審議に当たって、共通的な視点等を勘案して確認・留意すべき点等
44	第2 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (7) 統計基準の設定	○ 各種統計の比較可能性を向上させる観点から、平成22年国勢調査の実施に間に合うように日本標準職業分類を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度前半までに実施する	実施済は妥当。	○ 日本標準職業分類については、基準案に関する統計委員会への諮問(平成21年4月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成21年8月)を経て、統計基準として設定し、平成21年12月21日に総務省告示第555号により公示した。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	
45		○ 指数の基準改定の客観性と各指数の整合性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「指数の基準時及びウェイト時の更新についての基準」を新たに統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成21年度に実施する。	実施済は妥当。	○ 「指数の基準時に関する統計基準」について、基準案を経済指標専門会議で2回(平成21年12月及び22年1月)検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成22年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成22年2月)を経て、平成22年3月18日に統計基準として設定し、同年3月31日に総務省告示第112号により公示。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	
46		○ 季節調整値の客観性を確保する観点から、各府省における運用実績等を踏まえた上で「季節調整法の適用に当たっての基準」を新たな統計基準として設定し、公示する。	総務省	平成22年度に実施する。	実施済は妥当。	○ 「季節調整法の適用に当たっての統計基準」について、基準案を平成22年11月開催の経済指標専門会議で検討。 この検討結果を踏まえ、基準案に関する統計委員会への諮問(平成23年1月)、同委員会統計基準部会での審議、同委員会からの答申(平成23年2月)を経て、平成23年3月9日に統計基準として設定し、同年3月25日に総務省告示第96号により公示。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	
47		○ 日本標準商品分類におけるサービスの取扱い、従業上の地位に係る分類の在り方について研究を進め、新たな統計基準として設定することの可否を決定する。 なお、設定を行う場合には、中央生産物分類(CPC)との整合性に留意しつつ、国際比較可能性を確保する。	総務省	平成23年度までに結論を得る。	実施済は妥当。	○ 日本標準商品分類については、統計分類専門会議における検討を平成22年12月に開始し、関係府省及び学識経験者により、統計基準設定の必要性や新たな商品分類の在り方等について検討した結果、 ・ 我が国における経済統計調査の多くは産業分野ごとの調査であり、他の統計調査が対象とする産業分野の商品と比較する機会が多くないこと、 ・ 国民経済計算の精度向上の観点から構築される商品分類体系は、国民経済計算推計に利用される一次統計側の各行政ニーズから見た分類体系と必ずしも一致するものではなく、また、前者の分類体系を、国民経済計算推計に利用されない統計をも適用対象に含めた統一的な基準とする必要性が高くないこと、 ・ 現状では、商品に係る統計データに対して国際的に求められる詳細度が低く、CPC等の国際分類と整合的な国内分類を構築することは喫緊の課題ではないこと、 から、現時点では統計基準化の必要性が乏しいと判断されるため、統計基準としての設定は行わない、との結論を得た。 ただし、現行の日本標準商品分類については、前回の改定から長期間経過していることから、現在の商品事情に照らして内容を見直すことが考えられ、これまでの議論を踏まえ、平成25年頃から27年にかけて検討を行うこととしたい。 ○ また、従業上の地位に係る分類の在り方の検討については、総務省政策統括官(統計基準担当)が総務省統計局及び厚生労働省から情報提供等の協力を得て検討を行ってきた。その結果、 ・ 我が国の各統計調査における区分は、「従業上の地位に関する国際分類」(ILO)におおむね従っていること、 ・ 我が国の各統計調査における区分は、統計調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであり、これによって多様な分析を可能としている面もあること、 から、従業上の地位に係る分類をあえて統計基準として設定する意義及び必要性は低い、との結論を得た。 【平成23年度統計法施行状況報告】	実施済	—	

注) 斜体文字は、平成23年度統計法施行状況報告において報告されたもの。